

沿岸広域振興局長告示第88号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成24年10月19日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

- 1（1） 名称 宮古市新里閉伊川・刈屋川流域特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 宮古市茂市地内の国道106号と市道第2太長根線との交点を起点とし、起点から国道106号を東に進み市道太長根線との交点に至り、同点から同市道を南東に進みJR山田線との交点に至り、同点から同JR線を南に進み閉伊川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み国道106号との交点に至り、同点から同国道を東に進み県道茂市停車場線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み市道日蔭線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道刈屋和井内線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み丹野橋との交点に至り、同点から同橋を北東に進み市道刈屋線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み市道茂市線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道第2太長根線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- （3） 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2（1） 名称 宮古市小国特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 宮古市小国地内のJR山田線小国街道踏切と市道戸草線との交点を起点とし、起点から市道戸草線を南に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を南に進み江繋橋との交点に至る道路の両側50メートルの区域
- （3） 存続期間 平成24年11月1日から平成33年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3（1） 名称 山田町柳沢関谷特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 下閉伊郡山田町地内の国道45号と三陸縦貫自動車道との交点を起点とし、起点から国道45号を南西に進み河川堤防敷との交点に至り、同点から同堤防敷を西に進み町道沢田関谷線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道釜谷洞冷凍線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道関口線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み三陸縦貫自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を北東に進みさらに東に進みさらに南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- （3） 存続期間 平成24年11月1日から平成33年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器